

行政機関の保有する情報の公開に関する法律及びその適用に関する次のアからウまでの各記述について、法令又は最高裁判所の判例に照らし、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

- ア. 開示請求の対象とされた行政文書を行政機関が保有していないことを理由とする不開示決定の取消訴訟においては、その取消しを求める者が、当該不開示決定時に当該行政機関が当該行政文書を保有していたことについて主張立証責任を負う。
- イ. 行政機関の長が、開示請求があった日から30日以内に開示請求に係る行政文書の全部若しくは一部を開示する旨の決定又は開示をしない旨の決定をしないときは、開示をしない旨の決定があったものとみなされる。
- ウ. 行政文書を開示しない旨の決定について行政不服審査法に基づく審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長は、必ず情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- | | |
|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× |
| 3. ア○ イ× ウ○ | 4. ア○ イ× ウ× |
| 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× |

情報公開法

ア 正しい

判例（最判平 26.7.14）は、「開示請求の対象とされた行政文書を行政機関が保有していないことを理由とする不開示決定の取消訴訟においては、その取消しを求める者が、当該不開示決定時に当該行政機関が当該行政文書を保有していたことについて主張立証責任を負う」としている。その理由として、判例は「情報公開法において、行政文書とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいうところ（2条2項本文）、行政文書の開示を請求する権利の内容は同法によって具体的に定められたものであり、行政機関の長に対する開示請求は当該行政機関が保有する行政文書をその対象とするものとされ（3条）、当該行政機関が当該行政文書を保有していることがその開示請求権の成立要件とされている」ということを挙げている。

イ 誤っている

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）は、開示請求がなされた場合の期間制限の規律について、原則として、全部又は一部の開示及び全部の不開示決定は、開示請求があった日から30日以内にしなければならないと規定している（情報公開法 10条1項本文）。もっとも、情報公開法は、こうした期間制限を徒過した場合について、なんら規律を設けていない。これは、情報公開法がいわゆる「みなし拒否」制度を採用していないことを示すものである。請求者の権利救済の方法としては、行政不服審査法に基づく不作為の審査請求、行政事件訴訟法に基づく不作為の違法確認訴訟、義務付け訴訟、国家賠償法に基づく損害賠償請求などが考えられる。

ウ 誤っている

開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長は、不服申立てが不適法であり、却下するとき、又は裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとする場合（当該行政文書の開示について反対意見書が提出されているときを除く。）に該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない（情報公開法 19条1項）。これは、請求を受けた行政機関の長は、原則として情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、第三者の目から見た客観的な判断の答申を受けた上で裁決する仕組みを定めたものである。